

議案を問う

各委員会における質疑など

委員会に付託された議案などを審査し、その結果を本会議に報告しました。その一部などを紹介します。



総務委員会

審査

- ・単身世帯の増加傾向を踏まえ、国分寺市営住宅の入居の資格に係る規定を整理するための条例改正
- ・恋ヶ窪市民サービスコーナーを廃止するための条例改正

【議案の審査】

■議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について

問 単身者の枠を広げることだが、入居倍率が上がってしまい、特に困窮しているファミリー層が当選しにくくなるのではないかと懸念があるため、考え方を確認したい。

答 ファミリー層については、市営住宅と都営住宅に入居申込みが可能である。現状、



国分寺市営住宅

単身者向けの入居先が少ない状況のため、市営住宅において入居の間口を広げたいというものである。

■議案第50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

問 出張所の廃止後に来所される方が想定される。周知の方法について確認したい。

答 市報及び市HPへの掲載を行うとともに、市公式LINEによるプッシュ通知や、ぶんバス車内にポスターを掲示して周知することなどを予定している。

■議案第14号 ほか5件の議案を審査

【報告事項】

- ・株式会社JR中央線コミュニティデザインの株式交換について など

厚生文教委員会

審査

- ・子ども・子育て支援金に関する規定の整備と国民健康保険税の税率等を改定するための条例改正
- ・介護保険運営協議会の委員構成の変更と令和8年度の介護保険料率の算定に関する特例等を整備するための条例改正

【議案の審査】

■議案第20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

問 子ども・子育て支援金制度の在り方について、国や都に提言や要望をすることは可能なのか。

答 財源などの制度の仕組みについては既に自治体から意見を上げる段階ではないが、国民に対して丁寧な周知・説明を行うことを全国市長会と全国知事会から国に要望している。



国分寺市障害者センター

■議案第23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

問 条例に規定する「令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」について、なぜ令和8年度の保険料率の算定に限り適用するのか。

答 介護保険制度は3年ごとに計画を立てており、現計画の期間は令和6年度から8年度までである。同一の計画期間中の保険料の算定は、同一の方法で行うことが通常であることから、令和8年度に限り、従来通りの方法で算定を行うものである。

■議案第9号 ほか12件の議案を審査

【報告事項】

- ・障害者センター大規模改修に係る利用者等説明について など

建設環境委員会

審査

- ・災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事に関する規定を整備するための条例改正
- ・市立公園を1件新設するための条例改正

現地視察

- ・市立公園を1件新設する議案を審査するため

【議案の審査】

■議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について

問 責任技術者が今までは現場ごとに1人というのが、今後は営業所ごとに1人いればよいとのことであるが、工事の質はどのように担保されているのか確認したい。

答 電子媒体の普及で現場外でも図面等を確認できるため、一定の担保が図れていると考える。また、工事完了



現地視察の様子(西町パンダ公園)

後は市による検査を行い、不完全なものについては是正させることで、工事の質を担保したい。

■議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

問 公園の入口に車止めが設置されているものの、交通量の多い弁天通りに接していることから、安全対策については今後も注意して確認いただきたい。

答 使用状況を確認しながら、安全対策について注視していきたい。

■議案第46号 ほか3件の議案を審査

【報告事項】

- ・国分寺市住宅マスタープランの改定について など

公共施設等総合管理特別委員会

審査

- ・旧庁舎用地に新たに建設する複合公共施設の設計・施工に係る工事請負契約（契約金額73億70万円）の議案について

【議案の審査】

■議案第47号 工事請負契約について

問 官民連携事業として、複合公共施設整備のほか、事業者による民間施設（温浴施設、地域貢献施設）の建設も一体的に行われる。近隣の温浴施設との競合も考えられる中で、事業の継続性に懸念はないか。

答 事業者の創意工夫が最大限に活用された提案を求めるため、公募型プロポーザ



旧庁舎用地整備後イメージ図

ル方式により選定を行った。事業者選定審査委員会では、事業用定期借地権の期間全ての損益計算書等の事業収支計画について、事業者から提出を受け審査しており、事業の継続性も確認している。

問 市民にとって大切な市有地に民間施設を建てることになるため、多くの市民に利用していただくための工夫やインセンティブについて、事業者との協議をすることを求める。

答 貴重な市有地を30年間にわたって貸し付けるものであり、市民サービスの向上につながるよう、市としても事業者と積極的に協議を進めていきたいと考えている。

【報告事項】

- ・公共施設のマネジメントについて など